



平健保運収第2号

令和8年1月28日

小平市長 小林洋子 殿

小平市国民健康保険運営協議会

会長 立花 隆



答 申 書

令和7年11月12日付け平健保発第219号により本協議会に諮問されたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 答申事項

小平市国民健康保険条例の一部改正に係る諮問事項については、次のとおりである。

国民健康保険税の基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護保険分）の改定については、国民健康保険財政の健全化を計画的に進め、国民皆保険制度を堅持する観点から原案を適当と認める。また、子ども・子育て支援納付金課税額の新設については、子ども・子育て支援金制度が子どもや子育て世帯を社会全体で支援するための制度であり、かつ、東京都から課税額軽減のための法定外繰入を行わないよう求められていることから、原案を適当と認める。

なお、施行期日については原案を妥当と認める。

2 答申の経緯

今般本協議会に諮問された小平市国民健康保険条例の一部改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額（医療保険分）、後期高齢者支援金等課税額（後期高齢者支援金分）及び介護納付金課税額（介護保険分）の改定と、子ども・子育て支援納付金課税額の新設である。

まず、税率改定の前提として、国民健康保険制度の特徴と加入者の構造について説明があった。国民健康保険制度は、相互扶助の理念に基づき他の健康保険に加入できない人が対象であるため、年齢層が高く医療費が高い一方で、所得水準が低い特徴があるとのことであった。

続いて、国民健康保険事業特別会計と財政課題について説明があり、国民健康保険事業特別会計は特別会計であるため、独立採算制を基本とし、保険税収入や公費負担による運営をすべきところ、現状ではそれだけでは足りず、一般会計からの法定外繰入による赤字補填（以下「赤字繰入」という。）を行っており、赤字繰入を行っていない市町村との不公平な状態が発生している。国と都の指導に基づき計画的な赤字繰入の解消をし、国保財政を健全化していかなければならないことの説明があった。

その上で、今回の税率改定の内容については、医療分、介護納付金分及び後期高齢者支援金分を合わせて、所得割率を0.57%、均等割額を7,400円引き上げ、その影響額は個々の世帯構成や収入によって異なるが、収入に占める影響額の割合は最大1%前後との説明があった。

次に、令和8年度から全ての医療保険で子育て世帯の負担軽減や児童手当の拡充を目的とした子ども子育て支援納付金制度が新たに創設され、この分の税負担が新たに加わることとなったが、東京都から子ども子育て支援納付金分には一般会計からの法定外繰入による調整を行わないよう指導があることから、東京都が示す標準保険料率を採用し、令和8年度は所得割率を0.30%、均等割額を1,872円、18歳以上均等割額を95円とするとのことであった。

その他、国民健康保険税の滞納整理や、小平市国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業の実施状況の説明がされ、審議ののち採決を行い、答申事項に記載のとおり決したものである。

なお、審議の中では、何の理由もない滞納者には強く滞納整理を進めるべきであるとの意見、国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の追加については国保だよりや市報を使って広く周知を進めていくべきであるとの意見、税率が上がることについての理由の説明を丁寧に行い、納得して納税させるべきであるとの意見、収納率向上のためスマートフォンを活用した電子コード決済の周知など、納税しやすい環

境を整えていく必要があるとの意見、税率改定によって納税できなくなる人が増え収納率にも影響がでてしまうのではないかとの意見、財政健全化を先延ばしし、将来世代に負担を先送りするわけにはいかないため税率改定は行わざるを得ないとの意見、医療費適正化の観点から特定健康診査やがん検診の受診率向上に取り組むとともに、自分の病気を知って、正しい知識を持って、正しい医療を受ける、患者の医療リテラシーを向上させる必要があるとの意見、納税をしている人との公平性の観点から納税できる能力があるにもかかわらず滞納している人には、保険税の徴収を厳しく行っていくべきであるとの意見、物価高騰の中苦渋の決断であるが、国民健康保険制度の維持のために税率改定はやむを得ないとの意見、医療費適正化のため糖尿病等の病気の重症化予防につなげるための行動変容を促す取組をより効果的に行うべきであるとの意見、平成30年度の国保制度改革以降東京都が財政主体となり都内全自治体が共同で財政運営を行うような体制になっているため、赤字繰入の解消を進めなければならないということを市民や市議会にも十分に理解してもらうべきであるとの意見、税率改定が必要なことは理解しているが、負担が重くなる経済的弱者に対する徴収の工夫も必要になるとの意見、楽しみながら国民健康保険制度や自分の健康に関心を持つことができる取組を進めるべきであるとの意見、国民健康保険税を納付せずに保険給付を受けることはあり得ず、特段の事情がなく滞納している人にはいったん全額自費で医療費を支払うような仕組みも必要になるのではないかとの意見、国民健康保険税を納付している人に不公平感があってはならず、納得して納付できる環境づくりを進めるべきとの意見、保険税水準の統一化についての説明を東京都も市もしっかり行っていくべきであるとの意見、本来全市民の事業のために使われるべき一人当たり5万円程度の税金が国保の医療費に使われているという現状をしっかりと市民に説明するべきであるとの意見、市議会に対し、今後国保がどうなっていくか、財政健全化計画の内容等について説明をしっかりと行ってほしいとの意見など、多様な意見が述べられた。

3 附帯意見

- (1) 保険税の改定と併せて、データヘルス計画に基づく保健事業を着実に推進し、医療費の適正化に努めること
- (2) 他自治体の取組を研究するなどして、国民健康保険税の一層の徴収率向上に努めること

- (3) 今回の税率改定を含む国民健康保険制度の現状と課題について、市民にわかりやすい広報の仕方を工夫し、一層の理解が深められるように努めること